

自然災害の発生が予想される場合の対応について

平成30年6月21日
福岡県立朝倉高等学校

自治体における避難勧告・避難指示が発令された時（最優先事項）

登校前	
居住する地域に避難勧告・避難指示が発令されている場合	居住する地域に避難勧告・避難指示が発令されていない場合
安全確保を最優先として行動する。安全が確保できない場合は登校せず、安全な場所で待機し、その旨を学校へ連絡する。授業内容は後日、補講等で対応する。	下記の、自治体における避難勧告・避難指示が発令されていない時の 注意報・警報発令時の対処 のとおりに対応する。
登校後	
発令された、避難勧告・避難指示、注意報・警報、天候等の状況を見ながら総合的に、地域ごとの下校や休校等を判断する。	

自治体における避難勧告・避難指示が発令されていない時

注意報・警報発令時の対処

発令内容	注意報	警報・特別警報	
	強風注意報 大雨注意報 洪水注意報 大雪注意報 風雪注意報	大雨警報 洪水警報 大雪警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨特別警報
授業	平常授業	平常授業	状況により 中止もしくは実施を判断
[指示] 登校前	保護者と相談し、安全が確保された状況のもとで登校する。	保護者と相談し、安全が確保された状況のもとで登校する。 安全に登校することが心配される場合には地域の実状を十分に確認し、安全確保を優先する。	①午前6時時点で校区内のいずれかの市町村に発令されている場合は、登校せず午前11時まで自宅待機。 ②午前11時の時点で、解除されていない場合は、午後も自宅待機。 ③午前11時時点で解除されていれば、午後は授業を行うので、間に合うように登校する。ただし、その際は安全が確保され、公共交通機関が運行し、通常の方法で登校できることを確認して登校すること。登校できない場合はその旨を学校に連絡する。 ※校区内の市町村 朝倉市 筑前町 久留米市 小郡市 東峰村 大刀洗町 うきは市
[指示] 登校後	交通情報・気象情報に基づき、下校を含めた措置を決定する。 必要に応じて保護者に連絡をする。		